日までを「秋さけ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止を行うため、巡回パトロールや指導取締などの活動を行います。
　秋さけ資源の保護と密漁の撲滅に向けたご理解とご協力をお願いします。
■問合せ先
上川総合振興局産業振興部林務課
TEL 0166・46・5959

固定資産の異動には届け出を

　家屋（住宅・車庫・物置など）の新築・増改築・取り壊した場合や所有者の変更など固定資産に異動があった場合は、翌年度の固定資産税が変わる場合がありますので、本年中に届け出してください。固定資産の異動の内容によって、必要な書類が異なります。町ホームページや広報8月号に詳しく掲載されていますのでご覧ください。
■届出先・問合せ先
住民生活課
税務グループ税務係
TEL 2・1612
防 2・1614

教育

就学時健康診断

　教育委員会では、学校保健安全法に基づき、令和9年度に小学校入学予定者の健康診断を次のとおり実施します。該当する幼児の方は必ず受診してください。
《対象者》
　令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれたお子さん
《場　所》文化会館 COM 100
《実施日》10月15日㈭
　午後1時30分
※健診当日に都合の悪い方は、事前に連絡願います。

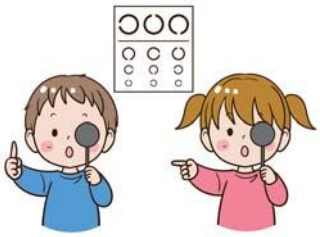

■問合せ先
教育委員会
教育グループ学校教育係
TEL・防 2・1744

ご存知ですか 行政相談

問 旭川行政監視行政相談センター
北海道管区行政評価局

　総務省の行政相談は、国の行政に関する照会、苦情、意見・要望を受け付け、解決・実現を促進する制度で、さまざまな方法で相談ができます。

相談の例…医療保険、年金、雇用、道路、公共施設など

○主な相談方法
・町の行政相談委員
・行政相談センター電話
（きくみみ旭川0166・39・1100）
・国、地方共通相談
チャットボット"Govbot"

Govbot

一日行政相談を開催します

行政相談月間にあわせ、一日行政相談を開催します。お気軽にお越しください。

日　時　10月14日㈬
13:00～15:00
場　所　第3コミセン 和室
行政相談委員　上田（うえだ） 将大（まさひろ）さん
（TEL2・1940 郵便局内）

特認校制度のお知らせ

問 教育委員会学校教育係 TEL2・1744
仁宇布小中学校 TEL2・4003

　仁宇布小中学校では、同校で学びを希望する児童生徒に対し、住所変更することなく一定の条件のもと通学できる特認校制度を実施しています。
　就学条件などについては美深町ホームページに掲載しています。

水資源保全地域内の土地取引行為には事前届出が必要です

問 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係
TEL011・204・5178

　北海道では、豊かな水資源の恵みを将来の世代においても享受できるよう、全国に先がけて「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。条例に基づき、指定された水資源保全地域で土地取引を行う場合は、契約締結の3カ月前までにその土地を管轄する総合振興局などに届出が必要となります。

《届出先》
　美深町に有する土地に係る届出は「上川総合振興局」